



産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都板橋区高島平二丁目2番9号

氏名 那須興産株式会社
代表取締役 柴 健一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成28年4月12日

許可の有効年月日 平成33年4月11日

1 事業の範囲

(1) 収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（脱水後のものに限る。）、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類

（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上12種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類

（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上4種類）

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都板橋区舟渡一丁目2番12号 積替え保管面積：371㎡ 最大保管高さ：2.13m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物を含む）に限る。）	鉄製網かご 1個	2.4 m ³
がれき類	コンテナ 1台	0.84 m ³
	合計保管量	3.24 m ³

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとする。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入・搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成3年4月12日 新規許可

平成28年4月12日 更新許可 第5回

平成29年12月11日 変更届出 積替え保管できる種類の追加（廃プラスチック類他2種類）

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)

